

目的

公契約について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、県並びに受注者及び下請負者等の責務を明らかにすることにより、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

基本理念

公契約は、その履行により提供されるサービス等が県民の生活及び福祉を支えるとともに、その当事者には、地域社会に貢献する経済主体にふさわしい行動及び役割が強く期待されていることに鑑み、その締結及び履行に当たっては、適切かつ公正に行われなければならない。

責務

(県の責務)

県は、基本理念にのっとり、公契約を通じて適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図るため、公契約の相手方の適切な選定及び公契約の適正な履行の確保のための必要な措置を講じなければならない。

(受注者等の責務)

受注者及び下請負者等は、基本理念にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、公契約の適正な履行に努めなければならない。

基本方針

(1) 社会的価値の勘案

公契約の相手方の選定に当たっては、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上に対する寄与の程度を勘案すること。

(2) 法令の遵守

公契約の履行に当たっては、受注者及び下請負者等に対し次に掲げる事項その他の法令の遵守を求めること。

ア 最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと。

イ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険に係る被保険者資格の取得に係る届出及び労災保険に係る保険関係成立の届出を行うこと。

奈良県公契約条例の概要 ②

公契約の定義

①県が発注する**建設工事の請負契約** ②県が**業務を委託する契約** ③県と指定管理者との**公の施設の管理に関する協定**

社会的価値の勘案

各項目の該当状況により**加点評価**を行う

評価項目の種類	評価方法	
①「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」※登録 ②女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組 ③障害者の雇用及びその促進に向けた取組 ④保護観察対象者等の雇用 ⑤環境に配慮した事業活動 ⑥人権意識の向上に係る取組	建設工事	業者格付け時 ①・③(障害者雇用)・④
	業務委託	特定公契約の総合評価入札の評価時 ①～⑥すべて
	指定管理	特定公契約の公募に係る審査時 ①～⑥すべて

※ 奈良県で行っている働きやすい職場づくりを推進する県内に本店または事業所のある企業の登録制度

法定労働条件の遵守

公契約のうち、下記の特定制約の受注者は、当該業務に従事する労働者について、遵守状況に関する報告や下請負者等への指導等を行う義務を負う。

特定制約の範囲		遵守事項
建設工事	予定価格 3億円以上	☒ 最低賃金、社会保険加入の遵守 ☒ 条例に基づく諸手続き ① 履行責任者の選任・報告 ② 下請負者等への明示及び指導 ③ 労働者への明示 ④ 定期の支払賃金等の報告 ⑤ 疑義がある場合の説明等 ⑥ 立入調査への協力 ⑦ 必要な措置の結果報告
業務委託 (下記業務)	予定価格 3千万円以上	
指定管理 (下記業務)	委託料上限額 3千万円以上	

【業務委託及び指定管理に係る特定制約に該当する業務の範囲】

次の業務のいずれかを含む内容の公契約（契約期間が6ヶ月を超えるもの）

- ア 県が管理する建物及び土地における清掃業務、警備業務（機械警備業務を除く。）、駐車場管理業務、受付業務、案内業務、宿日直業務又は電話交換業務
- イ 県が管理する建物において行う給食の調理等の業務又は洗濯業務

奈良県公契約条例の概要 ③

特定公契約に係る契約関係図イメージ

労働者への周知事項

… 業務履行場所に掲示する

- 特定公契約に係る業務であること。
- 雇用主は、最低賃金・社会保険加入の遵守を約していること。
- 疑義の申出ができること。

特定公契約履行責任者

本社、支社又は現場の
管理責任者等

県契約担当課

特約条項付き 契約締結

受注者

誓約書
写し

誓約書
写し

誓約書
写し

指導・指示

下請負者等(1次)

誓約書
写し

誓約書
写し

指導・指示

下請負者等(2次)

誓約書
写し

指導・指示

下請負者等(3次)

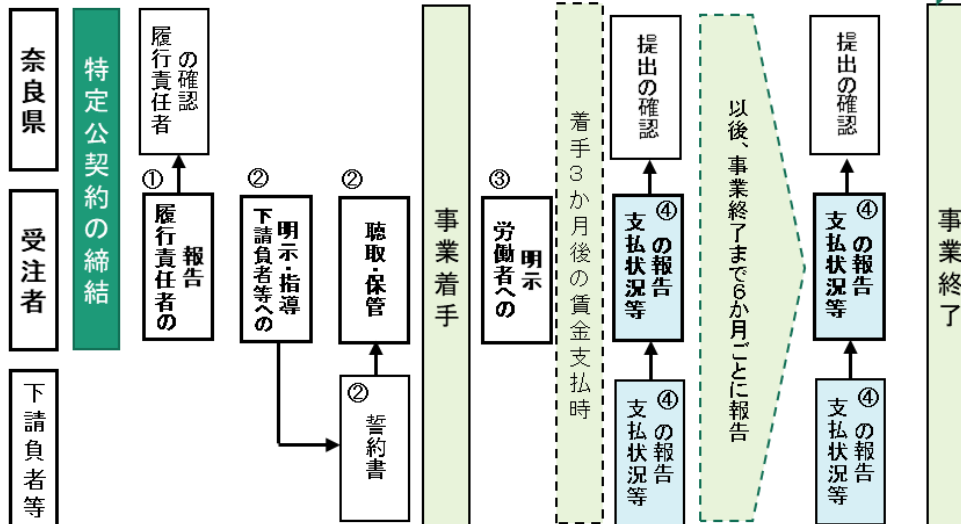
誓約書

(主な記載事項)

- 1 特定公契約の業務であることの了知
- 2 最低賃金、社会保険加入の遵守と遵守状況の定期報告
- 3 労働者からの問合せへの対応
- 4 疑義がある場合の説明等、県の立入調査への協力
- 5 下請業者等への特定公契約の業務であることの説明等と遵守指導
- 6 下請業者等からの誓約書徴取と写しの提出

手続きフローイメージ(契約締結～事業終了)

契約締結から事業終了まで



・ 丸数字は、P3の遵守事項

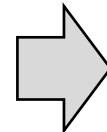
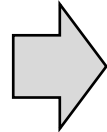
・ ④の賃金支払状況等の報告対象となる範囲は、
経営者、管理者や直接業務に従事しない職員等を除く労働者

奈良県公契約条例の概要 ④

違反措置等

対象行為

- (1) 賃金支払・社会保険加入状況等の報告義務違反
 - ・ 報告しない
 - ・ 虚偽の報告
- (2) 立入調査への協力義務違反
 - ・ 拒否・妨害等
- (3) 必要な措置を講じた結果の報告義務違反
 - ・ 報告をしない
 - ・ 虚偽の報告
 - ・ 必要な措置を講じない



違反に対する措置等

【受注者】

- ・ 過料 5万円以下
- ・ 入札参加停止措置 1か月又は3か月

※ ただし、下請負者等に係る内容については、指示や指導等の義務を適正に履行している場合は、適用しない。
※ 過料を科した場合は、情報提供としての公表を行う。

【下請負者等】

- ・ 入札参加停止措置 1か月

※ ただし、下位の下請負者等に係る内容については、指示や指導等の義務を適正に履行している場合は、上位の下請負者等には適用しない。

(評価への反映)

上記の**入札参加停止措置を受けた事業者**については、**業者格付け(建設工事)**、**総合評価(業務委託)**又は**公募に係る審査(指定管理)**において、**一定の減点**を行う。

公契約審議会

知事の諮問に応じ、この条例の運用方針その他重要事項について調査審議する。

公契約執行適正化委員会

過料の適否その他この条例に基づく公契約の適正な履行の確保(入札参加停止措置を含む。)について調査審議する。

施行時期

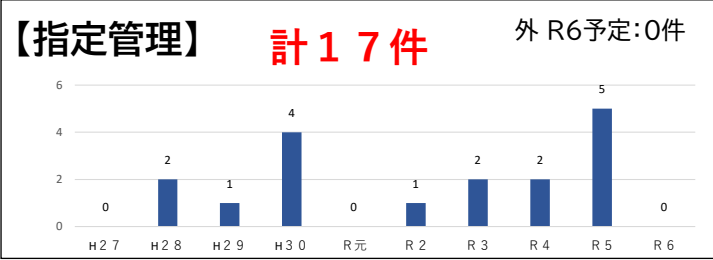
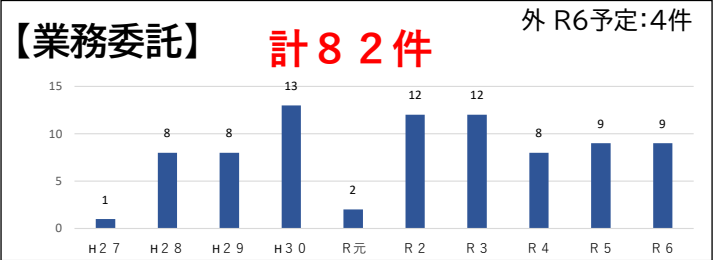
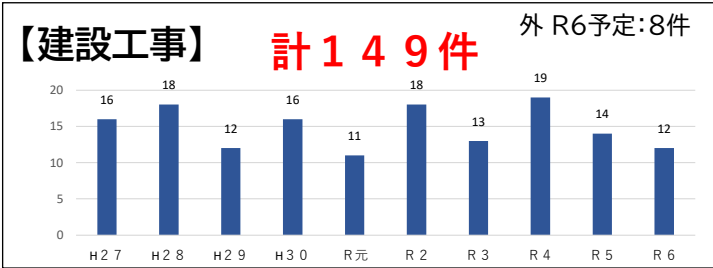
平成27年4月1日施行

※ 施行日以降に公告等のあった特定公契約に適用。ただし、社会的価値の評価に係る業者格付けについては、28・29年度分から適用

これまでの取組状況

平成27年の条例施行以降、「適正な労働条件の確保」「社会的価値の実現及び向上」により地域経済の健全な発展及び県民福祉の向上を図る理念のもと、**社会的価値の評価基準を設定し、業者選定時等に取組を評価するとともに、事業者からの賃金報告等**を通じ、労働者の就労環境の改善に寄与してきた。

特定公契約の締結件数
<H27.4.1~R6.12.31>



賃金支払報告の状況
<H27.4.1~R6.12.31>

【労働者数】

- ・ 建設工事 4,693人
- ・ 業務委託 619人
- ・ 指定管理 417人

賃金の支払状況について報告された
全ての労働者について最低賃金及び社会保険
ともに遵守されていることを確認しています。

施行後10年の奈良県公契約条例の取組成果について

社会的価値の評価項目の加点実績

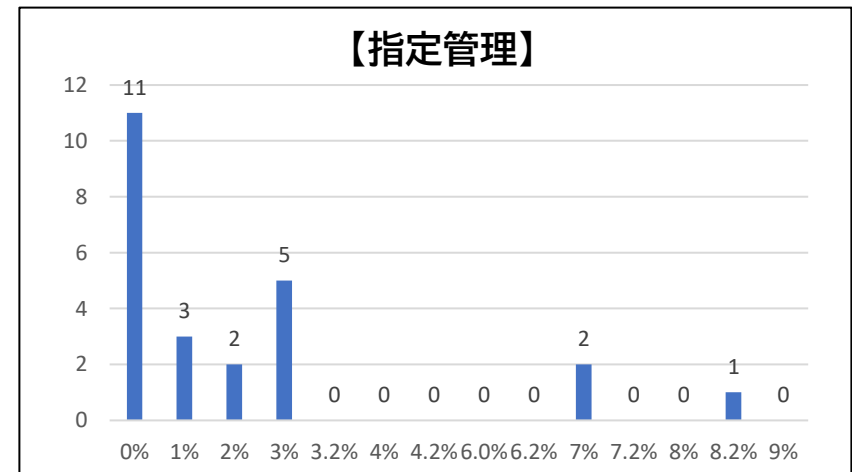
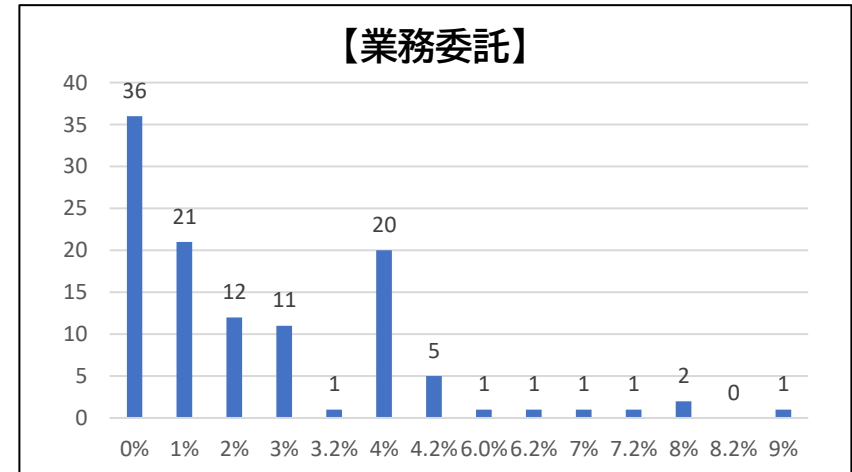
<H27.4.1~R6.12.31>

■ 加点実績が高い項目 ■ 加点実績が低い項目

適用日	評価項目	事業者選定での評価実施率	
		業務委託	指定管理
H27. 4. 1	1 社員・シャイン職場づくり推進企業の登録	46%	38%
	2 障害者の雇用	58%	46%
	3 保護観察協力雇用主の登録	7%	4%
	4 保護観察対象者等の雇用	0%	0%
R4. 7. 1	5 なら女性活躍推進倶楽部の登録	13%	20%
	6 えるぼし、くるみん等の認定	4%	0%
	7 一般事業主行動計画の策定	22%	60%
	8 障害者職場実習の受入	0%	40%
	9 障害者就労施設等への調達・発注	9%	20%
	10 環境マネジメントシステムの登録又は認証	35%	60%
R5. 7. 1	11 人権研修の実施	36%	対象契約なし

入札参加事業者の加点合計の分布

<H27.4.1~R6.12.31>



令和7年度に向けた奈良県公契約条例の見直しについて

- ・ 公契約条例の理念のもと、さらに幅広く社会的価値の実現を推進する
- ・ 特定公契約の入札や公募の参加事業者数を増やし、社会的価値での競争性を高める



見直し 1 社会的価値の評価基準の見直し

- 1-1 奈良県SDGs企業認証制度を活用した「総合力評価コース」の新設
- 1-2 社会的価値の評価の最高得点の引上げ（現行10%上限▶最高12%）

見直し 2 その他の見直し・取組

- 2-1 賃金支払状況等報告において、事業者に労働関係法令遵守の表明を求める
(労働条件明示・就業規則周知)
- 2-2 賃金支払状況等報告の報告内容を減らす
- 2-3 奈良県公契約条例の周知強化

2-1 2-2 については、別途「奈良県公契約執行適正化委員会」において審議予定

1-1 奈良県SDGs企業認証制度を活用した「総合力評価コース」の新設

改正概要 従来の「標準配点コース」に加え、新たに「総合力評価コース」として奈良県SDGs企業認証を追加

ねらい 現在の特定公契約の社会的価値の評価基準は、「適正な労働条件の確保」や「雇用機会の拡充」に重点を置いており、一定程度浸透が図られてきている。

奈良県は、県内中小企業におけるSDGsに関連した取組状況を県が認証することで「見える化」を図り、企業価値の向上を後押しするため、令和7年度より「奈良県SDGs企業認証制度」を創設することとなった。(次ページ参照)

新たに「奈良県SDGs企業認証」取得を特定公契約の評価項目に加えることで、幅広くSDGsの観点からも社会的価値の向上に取り組む事業者を評価できる。

内容 評価を受ける事業者はいずれかのコースを選択（※コース間の重複加点はなし）

標準配点コース

既存

総合力評価コース

新規

各項目(上限2%)を積み上げ、加点点評価

1 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録	上限2%
2 女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況	上限2%
3 障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況	上限2%
4 保護観察対象者等の雇用の状況	上限2%
5 環境に配慮した事業活動の状況	上限2%
6 人権意識の向上に係る取組の状況	上限2%

下記の取組で満点評価

奈良県SDGs企業認証の取得(スタンダードorアドバンス)

+ 加えて下記①及び②を満たすこと

① **労働環境の整備の取組** 指定項目1つ以上

- ・ 社員・シャイン職場づくり推進企業の登録
- ・ えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんの認定
- ・ 女性活躍推進法等に基づく一般事業主行動計画の策定(策定義務がない事業者)

② **雇用機会の拡充の取組** 指定項目1つ以上

- ・ 障害者雇用率 [法定事業者]法定雇用率以上
[その他の事業者]障害者の雇用あり
- ・ 保護観察中の者、更生緊急保護中の者の雇用

奈良県SDGs企業認証取得に加えて指定条件を要件とする理由

- ・ 公契約条例の主たる目的は、「労働環境の整備」と「雇用機会の拡充」である。
- ・ 一方、奈良県SDGs企業認証制度は、「社会」「経済」「環境」各分野の重点項目1項目以上を含む、合計10項目取得で認証可能であり、公契約条例が事業者にも求めている「労働環境の整備」「雇用機会の拡充」を十分評価できないおそれがある。

1. 制度の目的

- ・ 県内中小企業のSDGsに関連する取組状況の「見える化」を図り、取引や雇用面での企業価値の向上を後押しすることを目的として、令和7年度より「奈良県SDGs企業認証制度」を創設します。

2. 制度の概要

- (1) 事業活動において、SDGs17ゴールに繋がる取組を、「社会」「経済」「環境」の3分野から、30項目設定。
- (2) 外部有識者による審査会を設置し、企業の取組内容を審査。
- (3) 企業の取組項目数に応じて、2段階で認証。
(アドバンス認証(20項目以上)／スタンダード認証(10～19項目))
- (4) 認証企業に対し、関係機関と連携して「PR」や「資金」等の支援。

○ 認証対象者 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する「中小企業者」

○ 認証期間 認証から3年(更新あり)
・毎年4月から7月頃まで認証申請を受け付け、10月頃に認証
・認証期間中に取組状況の確認を実施予定

3. 取組項目

- ・「社会」「経済」「環境」の3分野から、30項目を設定
- ・人材確保や脱炭素化など、県の産業政策を踏まえた項目を重点項目(下表下線項目)として設定

分野	社会(11項目)	経済(11項目)	環境(8項目)
項目	①多様な人材の活躍 ②女性の活躍 ③従業員・取引先への人権配慮 ④ハラスメントの禁止 ⑤労働安全衛生 ⑥健康経営 ⑦地域社会への責任 ⑧社会配慮型商品・サービスの提供 ⑨多様な働き方の促進 ⑩顧客への責任 ⑪地産地消	①人材育成・能力開発 ②雇用の維持・拡大 ③デジタル化による生産性の向上 ④事業承継 ⑤事業継続計画(BCP)の策定 ⑥情報セキュリティ対策 ⑦企業統治体制の構築 ⑧公正な経済取引 ⑨企業情報の公開 ⑩市場変化を見据えた対応 ⑪多様な主体との連携	①脱炭素(燃料消費量の可視化・削減) ②脱炭素(電力消費量の可視化・削減) ③脱炭素(再生可能エネルギーの導入) ④水資源の適正な利用・管理 ⑤廃棄物の削減 ⑥有害化学物質の削減 ⑦生物多様性や天然資源への配慮 ⑧商品・サービスを通じた環境問題への取組

※「奈良県カーボנקレジット制度」など、関連する県の施策への取組についても、各項目に該当するものとして認定予定

- ・「社会」「経済」「環境」の各分野の重点項目に1つ以上取り組み、10項目以上の取組を実施する企業を認証
- ・取組項目数により、2つの認証段階を設定

認証段階	認証に必要な取組項目数(30項目中)
アドバンス認証	20項目以上
スタンダード認証	10項目以上19項目以下

1-1 奈良県SDGs企業認証制度を活用した「総合力評価コース」の新設

新 総合力評価コースの評価方法

評価内容

奈良県SDGs企業認証制度のスタンダード認証又はアドバンス認証を受けている場合に、加点点評価する。

・スタンダード認証又はアドバンス認証の有無

ただし、「労働環境の整備」「雇用機会の拡充」のそれぞれについて、

下記に定める事項の各1つ以上の取組をしている場合に限る。

① 「労働環境の整備」 次の3つのうちいずれか1つ以上の取組

- ・奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録
- ・えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定
- ・女性活躍推進法又は次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画の策定(策定義務がない事業者)

② 「雇用機会の拡充」 次の2つのうちいずれか1つ以上の取組

- ・障害者雇用率 [法定事業者]法定雇用率以上 [その他事業者] 障害者の雇用あり
- ・更生保護法48条の保護観察中の者、又は同法85条の更生緊急保護中の者の雇用

※ 【アドバンス認証とスタンダード認証に配点差を設けない理由】

まずはスタンダード認証の普及を目指すため、差別化を行わない。(将来的に普及してきた時に差別化を検討)

確認方法

- ・奈良県が発行するSDGs企業認証書の写し(3年毎更新)
- ・①・②の取組が確認できる書類(別に指定する時点)

留意事項

- ・入札公告日又は募集開始日の前日までに認証のある場合のみが対象。
- ・奈良県内に本店又は事業所を有する企業しか登録できないという性質上、WTO政府調達協定の適用を受ける特定調達に該当する場合は、評価項目としない。

施行時期

- ・令和7年7月1日施行(予定)

※ SDGs企業認証予定の令和7年10月以降に入札公告又は募集開始の案件から適用予定

時限的な見直し

あらかじめ時限的な見直しを予定しておく

→ 2年後(R9.2頃)に、見直し後の加点状況や奈良県SDGs企業認証の普及状況などを踏まえ、総合力評価コースのあり方を見直す。

1-2 社会的価値の評価の最高得点の引上げ（現行10%上限▶最高12%）

現状

現行では、評価項目6項目の配点は各2%で合計12%となるが、**最高得点(上限)を10%に設定**している。

	評価項目	評価基準
適正な労働条件の確保、 労働条件の改善 その他の労働環境の整備	1 奈良県社員・シャイン職場づくり 推進企業登録の有無	登録の有無
	2 女性の活躍及び仕事と子育ての両立 に係る取組の状況	なら女性活躍推進倶楽部登録の有無
		えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、 くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定の有無 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に 基づく一般事業主行動計画の策定の有無
雇用機会の拡充	3 障害者の雇用及びその促進に向けた 取組の状況	雇用人数 【法定事業者】 法定雇用率との比較 【その他の事業者】 障害者雇用の有無 障害者職場実習の受入実績の有無 障害者就労施設等への物品調達、業務委託等の発注 実績の有無
	4 保護観察対象者等の雇用の状況	協力雇用主登録の有無 保護観察中の者、更生緊急保護中の者の雇用の有無
その他社会的な 価値の実現及び 向上に資する取組	5 環境に配慮した事業活動の状況	ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージの いずれかの環境マネジメントシステムの登録又は認証 の有無
	6 人権意識の向上に係る取組の状況	自社の従業員を受講対象とする人権研修の実施の有無

現状の課題

- ・ **最高得点(上限)の10%に該当する事業者**には、**11%や12%の加点を受けられる事業者も想定**されるが、**事実上足切り**となり、得点上は評価されず不公平感が生じる。
- ・ 令和6年度までに加点事業者の最高得点が9%まで上がってきており、10%以上の加点を得る者が出てくる可能性がある。

対応案

足切りを廃止し、**最高得点(上限)を10%から12%に引上げ**

(見直しの効果) ▶ **標準配点コース** **加算合計 最高12%**
▶ **総合力評価コース** **満点12%**

足切りを廃止する見直しを行うことで、加点どおりの評価が可能となり、制度の公平性が担保される。

施行に向けたスケジュール(予定)

令和7年 2月	奈良県公契約審議会答申	
3月	奈良県公契約執行適正化委員会開催(賃金支払状況等報告書様式改正について審議)	
	社会的な価値の勘案基準を改正し、庁内全所属に見直し内容を通知	
	特定公契約の受注対象となる事業者に見直し内容を通知 対象事業者:「Q1建物管理、Q7①給食、Q7①洗濯」で登録のある入札参加資格登録業者	
4月	4/1	社会的な価値の勘案基準を適用 (最高得点の新基準を適用) 適用日(R7. 4. 1)から公告等を行う特定公契約に該当する業務委託・指定管理に適用 (総合評価入札、プロポーザル方式、又は指定管理者の公募に係る落札者決定基準において適用)
		賃金支払状況等報告書の改正様式を適用
	特定公契約に係る事務手続等について庁内説明会を開催 特定公契約の関係所属を対象に、制度概要(改正を含む)や特定公契約に係る事務手続を中心に説明	
4月～6月	事業者向け改正内容の周知 (周知チラシの作成、関係団体への配布、会計局HPへの掲載 等)	
	5月	事業者向け改正内容説明会の開催(2回程度)
7月	7/1	社会的な価値の勘案基準を適用 (総合力評価コースの追加) ※ 奈良県SDGs企業認証の事業者認証は令和7年秋頃であるため、周知期間を含め令和7年7月施行予定 適用日(R7. 7. 1)から公告等を行う特定公契約に該当する業務委託・指定管理に適用 (総合評価入札、プロポーザル方式、又は指定管理者の公募に係る落札者決定基準において適用)

奈良県公契約条例における社会的な価値の勘案基準（改正案）

- ▶ 社会的な価値の評価について、事業者は「標準配点コース」、「総合力評価コース」のいずれかを選択。
- ▶ 取組項目に違いがある場合であっても、コース間の重複加点は認めない。

コース	評価項目		評 価 内 容		評価基準	配点	最高 得点
標準 配点 コース	1	奈良県社員・シャイン職場 づくり推進企業登録の有 無	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無		・登録あり	2%	2%
					・登録なし	0	
	2	女性の活躍及び仕事と子 育ての両立に係る取組の 状況	① なら女性活躍推進倶楽部登録の有無 (1、2－②、及び2－③に該当する場合、重複しての加算はありません)		・登録あり	1%	2%
					・登録なし	0	
			② えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのい ずれかの認定の有無 (1の登録において申請時の取組内容(※1)が女性活躍、仕事と子育ての両立に 係るもののみである場合は、重複しての加算はありません)		・認定あり	2%	
					・認定なし	0	
	③ 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動 計画の策定の有無(※2) (1の登録において、申請時の取組内容(※1)が本評価内容に係るもののみで ある場合、及び2－②に該当する場合、重複しての加算はありません)		・策定あり	1%			
			・策定なし	0			
	3	障害者の雇用及びその促 進に向けた取組の状況	① 雇 用 人 数	(a) 法定事業者(常用雇用労働者数40.0人以上)の場合、 労働者数×法定雇用率(小数点以下切り捨て)との比較	・雇用率が3. 8%以上	2%	2%
					・不足人数なし	1%	
					・不足人数あり	0	
			(b) その他の事業者(常用雇用労働者数40.0人未満)の場合、 障害者雇用の有無	・障害者の雇用あり	2%		
				・障害者の雇用なし	0		
② 障害者職場実習の受入実績の有無(※3) (1回あたりの実施日数が3日以上)の職場実習受入実績の有無				・実績あり	1%		
	・実績なし	0					
③ 障害者就労施設等(※4)への物品調達、業務委託等の発注実績の有無(年 間10万円以上の発注実績の有無)	・実績あり	1%					
	・実績なし	0					
4	保護観察対象者等の雇 用の状況	① 協力雇用主登録の有無 (4－②に該当する場合、重複しての加算はありません)		・登録あり	0.2%	2%	
				・登録なし	0		
		② 更生保護法第48条に規定する保護観察中の者、又は同法第85条に規定す る更生緊急保護中の者の雇用の有無		・雇用あり	2%		
				・雇用なし	0		
5	環境に配慮した事業活動 の状況	ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシ ステムの登録又は認証の有無		・登録又は認証あり	2%	2%	
				・登録又は認証なし	0		
6	人権意識の向上に係る取 組の状況	自社の従業員を受講対象とする人権研修の実施の有無(※5) (当該研修において、人権問題テーマがハラスメントのみであり、かつ、1の登録 において、申請時の取組内容(※1)がハラスメント対策に係るもののみである場 合は、重複しての加算はありません)		・実施あり	2%	2%	
				・実施なし	0		
※ 総合力評価コースとの重複不可					小計		(12%)
総 合 力 評 価 コ ー ス	7	奈良県SDGs企業認証の 有無	スタンダード認証又はアドバンス認証の有無 ただし、「労働環境の整備」「雇用機会の拡充」のそれぞれについて、下記に定め る事項の各1つ以上の取組をしている場合に限る。 ①「労働環境の整備」 次の3つのうちいずれか1つ以上の取組 ・奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録 ・えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん のいずれかの認定 ・女性活躍推進法又は次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動 計画の策定(※2) ②「雇用機会の拡充」 次の2つのうちいずれか1つ以上の取組 ・障害者雇用率 [法定事業者]法定雇用率以上 [その他事業者] 障害者の雇用あり ・更生保護法48条の保護観察中の者、又は同法85条の更生緊急保護中 の者の雇用		・スタンダード又はアドバンス 認証の取得あり かつ ・指定条件充足あり	12%	12%
					上記以外の場合	0	
	※ 標準配点コースとの重複不可					小計	
					加算合計		(12%)
減 点	8	公契約条例違反の有無	公契約条例違反による過料もしくは入札参加停止の件数 ▲2%×回数(上限▲12%)		・違反あり	▲2%～ ▲12%	0
					・違反なし	0	
					減点合計		(0)
					合計(最高得点)		(12%)